

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ		
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届 出区域の指定の一部の解除 (山城北保健所)	267	○都市計画地区計画の変更に係る図書の写 しの縦覧 (都市計画課)	269
○保安林の指定 (京都林務事務所)	〃	公 営 企 業	
○保安林の指定解除予定の通知 (南丹広域振興局)	268	○随意契約の相手方の決定	〃
○公共測量の終了 (用地課)	〃	公 安 委 員 会	
公 告		○警備業法に基づく検定の実施	〃
○建設業法に基づく処分 (指導検査課)	269	○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	271
		○一般競争入札の実施	272

告 示

京都府告示第230号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、同条第1項の規定により指定した区域の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和7年4月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

告示番号	指定した区域	土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称	指定を解除する区域	講じられた汚染の除去等の措置
令和3年京都府告示第453号	八幡市美濃山御毛通15の一部及び21の一部並びに京田辺市松井榎谷8の1の一部、8の3の一部及び73の14の一部（次の図に示す部分に限る。）	ふっ素及びその化合物	八幡市美濃山御毛通21の一部（次の図に示す部分に限る。）	土壌汚染の除去

備考 この表に掲げる区域は、指定の日における行政区画その他の区域によって表示されたものである。

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府山城北保健所及び京都府総合政策環境部環境管理課において縦覧に供する。）

京都府告示第231号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和7年4月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 保安林の所在場所

乙訓郡大山崎町字大山崎小字白味才62（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府京都林務事務所治山課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、大山崎町役場においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第232号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和7年4月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 保安林の所在場所

乙訓郡大山崎町字大山崎小字横山32（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府京都林務事務所治山課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、大山崎町役場においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第233号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和7年4月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 解除予定保安林の所在場所

南丹市美山町芦生ラクノ谷4の13

2 指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため



京都府告示第234号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和6年京都府告示第527号）が令和7年3月31日終了した旨測量計画機関の長である向日市長から通知があった。

令和7年4月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域

向日市内全域



京都府告示第235号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和6年京都府告示第564号）が令和7年3月26日終了した旨測量計画機関の長である京都府南丹土木事務所長から通知があった。

令和7年4月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域

一級河川淀川水系桂川（亀岡市保津町地内）

公 告

次の建設業者に対し、建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をした。

令和7年4月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 処分をした年月日
令和7年4月7日
- 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社橋本工業
京都市南区上烏羽山ノ本町339番地
代表取締役 橋本 怜美
京都府知事許可（特-2）第19992号
- 3 処分の内容
建設業法第29条第1項の規定による許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実

このことは、建設業法第29条第1項第7号に該当し、同項の規定に基づき許可の取消処分の対象となる。

京都市から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画（向島国道1号周辺地区）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和7年4月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都市から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画（大原戸寺町地区）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和7年4月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

公 営 企 業

京都府公営企業告示第4号

随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和7年4月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 調達の商品及び数量
 - (1) 京都府営水道事務所宇治浄水場で使用する電力調達 一式
 - (2) 京都府営水道事務所木津浄水場で使用する電力調達 一式
 - (3) 京都府営水道事務所乙訓浄水場で使用する電力調達 一式
 - (4) 京都府営水道事務所木津浄水場導水ポンプ所で使用する電力調達 一式
- 2 契約に関する事務を担当する組織の商品及び所在地
京都府営水道事務所総務企画課
宇治市宇治下居64番地
- 3 契約日
令和7年3月6日
- 4 契約の相手方の商品及び住所
RE100電力株式会社
東京都中央区日本橋二丁目9番10号
- 5 契約金額
 - (1) 60,480,150円
 - (2) 62,743,050円
 - (3) 80,358,120円
 - (4) 21,818,930円
- 6 契約の方法
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号

公 安 委 員 会

京都府公安委員会告示第60号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

令和7年4月22日

京都府公安委員会
委員長 在 田 正 秀

1 検定の種別及び級、方法、実施期日、実施時間並びに実施場所

種別及び級	方法	実施期日	実施時間	実施場所
施設警備業務2級	学科試験	令和7年7月23日(水)	午前10時から正午まで	京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3 京都府警察本部
	実技試験	令和7年8月20日(水)		

備考 学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

2 試験の科目

(1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
- エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

- ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
- イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること（護身の方法に関することを含む。）。

3 受検定員

20人

4 検定対象者

検定対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 京都府内に住所地を有する者
- (2) 京都府内に所在する営業所に属する警備員である者

5 受検申請の手続

(1) 事前申込み

検定を受けようとする者は、検定申請書を提出する前に、次により電話で事前申込みを行い、検定申込受理番号を取得すること。

ア 受付期間

令和7年6月18日(水)から令和7年6月20日(金)まで(受付時間は、午後1時から午後5時までとする。)とする。

イ 申込先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室(受付専用電話(075)451-9125)とする。

ウ その他

- (ア) 受付専用電話以外での受付は、一切行わない。
- (イ) 電話1本につき、1人の受付とする。
- (ウ) 受検定員に達したときは、締め切るものとする。

(2) 検定申請書の提出

ア 提出期間

令和7年7月2日(水)から令和7年7月4日(金)まで(提出時間は、午前9時から午後3時30分までとする。)とする。

イ 提出書類

- (ア) 検定申請書 1通
- (イ) 4の検定対象者に該当する者であることを証明する次に掲げる書類
 - a 4の(1)として申請する場合
住所地を疎明する書面 1通
 - b 4の(2)として申請する場合
京都府内に所在する営業所に属する警備員であることを疎明する書面 1通
- (ウ) 写真(検定申請書提出の前日6箇月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に申請者の氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2枚
- (エ) 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、受検者本人の委任状 1通

ウ 提出先

- (ア) 4の(1)として申請する場合
その者の住所地を管轄する警察署の生活安全課(係)
- (イ) 4の(2)として申請する場合
その者が属する京都府内に所在する営業所を管轄する警察署の生活安全課(係)

エ 提出方法

検定を受けようとする者又は代理人の持参によることとし、郵送等による提出は認めない。

6 受検に必要なもの

- (1) 学科試験
受検票及び筆記具を持参すること。
- (2) 実技試験
筆記具及び運動靴を持参すること。
なお、警備員である者は制服及び制帽を着用し、警備員以外の者は作業服等活動しやすい服装を着用すること。

7 検定手数料

検定手数料(16,000円)は、検定申請書の提出時に納付すること。

8 問合せ先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室(電話(075)451-9111(代表)内線3033)

京都府公安委員会告示第62号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定による技能検定員審査及び法第99条の3第4項第1号イの規定による教習指導員審査を次のとおり実施する。

令和7年4月22日

京都府公安委員会
委員長 在田 正 秀

1 審査の種類

次の表の左欄に掲げる運転免許の種類に応じ、同表の右欄に掲げる種類の技能検定員審査及び教習指導員審査を行う。

運 転 免 許 の 種 類	審 査 の 種 類	
大 型 自 動 車 免 許	技能検定員審査(大 型)	教習指導員審査(大 型)
中 型 自 動 車 免 許	技能検定員審査(中 型)	教習指導員審査(中 型)
準 中 型 自 動 車 免 許	技能検定員審査(準 中 型)	教習指導員審査(準 中 型)
普 通 自 動 車 免 許	技能検定員審査(普 通)	教習指導員審査(普 通)
大 型 特 殊 自 動 車 免 許	技能検定員審査(大 特)	教習指導員審査(大 特)
大 型 自 動 二 輪 車 免 許	技能検定員審査(大 自 二)	教習指導員審査(大 自 二)
普 通 自 動 二 輪 車 免 許	技能検定員審査(普 自 二)	教習指導員審査(普 自 二)
けん引免許（法第85条第3項のけん引自動車 で同項の重被けん引車をけん引している もの）	技能検定員審査(けん 引)	教習指導員審査(けん 引)
大 型 自 動 車 第 二 種 免 許	技能検定員審査(大型二種)	教習指導員審査(大型二種)
中 型 自 動 車 第 二 種 免 許	技能検定員審査(中型二種)	教習指導員審査(中型二種)
普 通 自 動 車 第 二 種 免 許	技能検定員審査(普通二種)	教習指導員審査(普通二種)

2 審査の内容、期日及び場所

審 査 の 内 容		審 査 の 期 日	審 査 の 場 所
技能検定員審査に係る審査項目のうち技能検定に関する知識	技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第17条又は附則第3条第1項の規定に該当する者については、それぞれの規定に定めるところにより、審査細目についての審査を免除する。	令和7年6月2日（月）、令和7年6月3日（火）、令和7年6月4日（水）、令和7年6月5日（木）、令和7年6月6日（金）、令和7年6月9日（月）、令和7年6月10日（火）、令和7年6月11日（水）、令和7年6月12日（木）及び令和7年6月13日（金）	京都市伏見区羽束師古川町647番地 京都府警察自動車運転免許試験場
教習指導員審査に係る審査項目のうち教習に関する知識			
技能検定員審査に係る審査項目のうち技能検定に関する技能			
教習指導員審査に係る審査項目のうち教習に関する技能			

3 審査の申請手続

- (1) 申請の受付期間
令和7年5月7日（水）から令和7年5月19日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。）とする。
- (2) 申請の受付場所
京都市伏見区羽東師古川町647番地 京都府警察本部交通部運転免許試験課（京都府警察自動車運転免許試験場内）
- (3) 申請に必要な書類等
 - ア 技能検定員審査申請書又は教習指導員審査申請書
 - イ 写真（技能検定員審査申請書又は教習指導員審査申請書提出の前日6箇月以内に撮影した、無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）1枚
 - ウ 運転免許証又は免許情報記録個人番号カード（受けようとする種類の技能検定員審査又は教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許に係るもの）
 - エ 審査細目についての審査を免除される者であることを証する書面（規則第17条又は附則第3条第1項の規定により、審査細目についての審査を免除される者に該当することを証するもの）
- (4) 審査手数料
京都府警察手数料徴収条例施行規則（平成12年京都府規則第5号）別表第1に定める額を現金等により納付すること。
- 4 その他
 - (1) 技能検定員審査申請書又は教習指導員審査申請書は、京都府警察本部交通部運転免許試験課（京都府警察自動車運転免許試験場内）において配布する。
 - (2) 審査当日は、運転免許証又は免許情報記録個人番号カード及び筆記用具を持参すること。
 - (3) 審査についての問合せは、京都府警察本部交通部運転免許試験課運転者教育室教習所係（電話075-631-5181（代表）内線453）に行うこと。



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和7年4月22日

京都府警察本部長 吉 越 清 人

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称及び数量
総合指揮システムの整備及び保守業務 一式
- (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 業務期間
 - ア 整備業務
契約日から令和8年3月31日まで
 - イ 保守業務
令和8年3月1日から令和13年2月28日まで
- (4) 納入場所
京都府警察本部長が指定する場所

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3

京都府警察本部総務部会計課調度係
電話075-451-9111 内線2253

(2) 仕様書の交付場所

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
京都府警察本部刑事部刑事企画課
電話075-451-9111 内線4023

(3) 入札説明書及び仕様書の交付等

- ア 交付期間
令和7年4月22日（火）から令和7年5月20日（火）まで（日曜日、土曜日、祝日及び休日を除く。）とする。
- イ 入手方法
 - (ア) 入札説明書
 - a 原則として、アの期間に、京都府警察ホームページ（https://www.pref.kyoto.jp/fukei/site/kaikei_k/nyusatsu/index.html）からダウンロードすること。
 - b やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。
 - (イ) 仕様書
アの期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）に、(2)の場所に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和7年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和7年京都府告示第4号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次のいずれかの業務種目に登録されているものであること。
 - ア 大分類「電気・通信機器類」—小分類「パソコン・ネットワーク機器」
 - イ 大分類「賃貸借」—小分類「コンピュータ機器」
- (3) 1の(1)の業務を業務期間中に確実に履行することができる者と認められる者であること。
- (4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (5) 契約締結後、保守、点検、修理その他アフターサービスについて、適切に対応することができる体制を整備している者であること。

4 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出期間等
 - ア 提出期間
2の(3)のアに同じ。
 - イ 提出場所
2の(1)に同じ。
 - ウ 提出方法
 - (ア) 持参により提出する場合
提出期間中の午前9時から午後5時までの間に提出すること。
 - (イ) 郵送により提出する場合
書留郵便で提出期間内に必着のこと。
- (2) 確認通知
入札参加資格の確認結果は、別途通知する。
- (3) その他
 - ア 確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。
 - イ 3の(2)の競争入札参加者の資格を有しない者で入札に参加しようとするものは、次により資格審査を受けることができる。
 - (ア) 資格審査申請書の提出期間

令和7年4月22日（火）から令和7年5月7日（水）まで（日曜日、土曜日、祝日及び休日を除く。）とし、提出時間は、午前9時から午後5時までとする。

なお、提出期間後も随時受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

- (イ) 資格に関する文書を入手するための手段
原則として、京都府ホームページ（<https://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。
- (ウ) 提出場所及び問合せ先
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課入札・物品調達調整係
電話075-414-5428

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

- ア 日時
令和7年6月3日（火）午前10時
- イ 場所
京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
京都府警察本部本館入札室
- ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等
 - (ア) 受領期限
令和7年6月2日（月）必着
 - (イ) 提出先
〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
京都府警察本部総務部会計課長
 - (ウ) その他
郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとし、同値入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(3) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることにはできない。

- ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札
- ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札
- エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、この入札の落札者の決定は、令和7年6月京都府議会定例会における議決後に行うこととする。

- (7) 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (8) 契約書作成の要否
要する。

6 入札保証金

入札金額の100分の5以上の額を徴収する。ただし、競争入札に参加しようとする者が規則第147条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。また、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

7 契約保証金

落札者は、契約総価格の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

8 入札の執行

この入札の落札者の決定は、令和7年6月京都府議会定例会における議決を条件とする。ただし、この入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。

9 その他

- (1) この入札の実施については、1から8までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

10 Summary

- (1) The nature and quantity of work
Development and Maintenance Services for the

Integrated Command System, 1set

- (2) The time, date and place for tender
10:00 a.m., Tue., June 3rd, 2025
Tender room in the Main building, Kyoto Prefectural Police Headquarters
85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan
- (3) Due date for tender from submission by mail
Mon., June 2nd, 2025
- (4) The time, date and place for the opening of tender
10:00 a.m., Tue., June 3rd, 2025
Tender room in the Main building, Kyoto Prefectural Police Headquarters
85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan
- (5) Division in charge
Accounting Division, Administrative Department, Kyoto Prefectural Police Headquarters
85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan
TEL 075-451-9111 Ext.2253